

社会福祉法人喜慈会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人喜慈会（以下「法人」という。）の役員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の評議員、理事及び監事をいう。

(評議員会への出席)

第3条 役員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬（交通費を含む。）を支給することができる。

(評議員の報酬)

第4条 役員が評議員会以外で法人業務及び事業の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合、別表1により報酬（交通費を含む。）を支給することができる。

(理事会への出席)

第5条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬（交通費を含む。）を支給することができる。

(理事の報酬)

第6条 理事長が、理事会以外で法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合、別表1により報酬（交通費を含む。）を支給することができる。

2 理事が、理事会以外で法人業務及び事業の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合、別表1により報酬（交通費を含む。）を支給することができる。

(監事の報酬)

第7条 監事が法人業務及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたって場合は、別表1により報酬（交通費を含む。）を支給することができる。

(出張旅費)

第8条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

(適用除外)

第9条 法人の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第10条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

別表1

名 称	報酬 (交通費を含む。)
評議員会 理事会 監事運営指導及び監査	10,000円

別表2

報酬1日	旅費	その他
10,000円	実費	実費